

令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第5回定例総会会議録

令和4年5月10日（火）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	兼岡 正英	9番	井上 豊久
2番	神 文人	10番	兼平 昭光
3番	三上 三樹	11番	對馬 孝
4番	佐藤 松子	12番	木村 重美
5番	木村 暢子	13番	工藤 清
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
8番	工藤 文信		

◎欠席委員 0名

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第5回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

議長	<p>項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を3番の三上三樹委員、7番の工藤修二委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和4年4月13日 令和4年度西・つがる地区農業委員会連絡協議会総会 場 所：生涯学習交流センター「松の館」 出席者：工藤清会長、事務局（田村）</p> <p>報告第2号 令和4年4月18日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱈ヶ沢町役場2階委員会室 出席者：木村暢子委員、齋藤博推進委員、事務局（齋藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第3号 令和4年4月19日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字平野地内 外 出席者：對馬孝委員、兼平昭光委員、寺沢里志推進委員、事務局（齋藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第4号 令和4年4月19日 農地法第6条許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字平野地内 出席者：對馬孝委員、兼平昭光委員、寺沢里志推進委員、事務局（齋藤（正）、齋藤（和））</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第20号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>以上3議案を上程致します。</p>

議長	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>そのでは、4頁をご覧ください。</p> <p>番号22 農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎23番地3 地目 登記簿 田 現況 田 面積 455㎡ 外田5筆 合計6筆 合計面積 8,274㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。</p> <p>番号23番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢61番 地目 登記、現況ともに田 面積 61㎡ 以下6頁まで続きまして 外田22筆、畑7筆で合計面積は52,924㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 贈与による所有権移転です。</p> <p>番号24番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井5番 地目 登記、現況ともに田 面積 1,887㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 売買による所有権移転です。</p> <p>番号25番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字小津軽沢113番 地目 登記、現況ともに畑 面積 551㎡ 外畑が3筆で合計面積は962㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 売買による所有権移転です。</p> <p>7頁に移りまして</p> <p>番号26番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山63番75 地目 登記が原野で、現況は畑となっております。 面積 3,256㎡</p>

事務局

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

番号27番
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字兼草107番
地目 登記、現況ともに田
面積 1,879㎡
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

これらのことについて、資料8頁をごらんください。
法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。
番号22番については、知人間の贈与で水稻を栽培していた土地と一部遊休農地となっていた土地についてすべて水稻の作付を行う計画となっております。
番号23番につきましては、親子間の贈与で全ての土地について従前と同様の管理を行う計画となっております。
番号24番につきましては、知人間の売買で水稻の栽培をしていた土地について、同様の管理を行う計画となっております。
9頁にうつりまして、番号25番につきましては、先月にも田の売買がありましたが、相続できる人がいなくなってしまった農地について、相続財産管理人が裁判所から選任されて財産の処分を行っているものであります。今回は畑についての売買ですが、これらの畑については、従前と同様の管理を行う計画となっております。
番号26番につきましては、農地移動適正化あっせんによる売買で、野菜の栽培をしていた土地について同様の管理を行う計画となっております。
番号27番につきましては、農地移動適正化あっせんによる売買で水稻の栽培をしていた土地について同様の管理を行う計画となっております。
これらの土地について、4月19日に農業委員の對馬委員、兼平委員、推進委員の寺沢委員と事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。
その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと確認しました。
よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。 以上です。

議長

ただいまの番号26番、27番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の齋藤博委員より、結果報告をお願いします。

齋藤 博
推進委員

それでは、
農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。
議案第18号26番をご覧ください。
譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。
譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。
譲渡人所有の長平町字甲音羽山63番75、登記簿地目が原野で現況が畑、面積は3,256㎡の土地の移動に関して、令和4年4月18日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。
会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村暢子委員の2名です。

齋藤 博
推進委員

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を30万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。
なお、10アール当たりでは、約9万2千円となります。

続きまして議案第18号27番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の北浮田町字兼草107番、登記簿地目、現況ともに田、面積は1,879㎡の土地の移動に関して、令和4年4月18日午前10時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村暢子委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を20万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アール当たりでは、約10万6千円となります。

以上報告を終わります。

議長

報告ありがとうございます。

それでは議案第18号について審議に入ります。

議案第18号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。

議案第18号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして議案第19号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第19号の説明に入ります。10ページをお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第5条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用

事務局

に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

番号4番の詳細について説明します。

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野 1 6 4 番 2

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 5,311 m²のうち 192 m²

権利を設定するものとされるものにつきましては記載のとおりです。

賃貸借権の設定です。

転用理由は工事中仮設道路の設置であります。

申請地及び転用理由ですが、11頁の地図をご覧ください。

津軽港から中泊まで風力発電施設の資材を運搬するにあたり、この交差点について曲がりきることができないことから、転回場所を設置するにあたり、農地の一部がかかることから一時転用を行う必要があるため申請があったものです。

この土地につきましては、令和2年10月の総会において今回の事業者とは別の事業者により一時転用の申請があった場所で、当時の事業者から事業の完了の届がありました。引き続き今回の事業者により利用したいとのことです。

必要最小限の面積であり、終了後は速やかに農地に復元することとなっていることから、許可相当と認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。

以上です。

議長

ただいま事務局から議案第19号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった兼平昭光委員より調査結果をお願いします。

兼平 昭光
農業委員

令和4年4月19日、對馬孝委員、寺沢里志推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第19号4番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

申請地は北浮田町字平野164番2、面積は、5,311平方メートルのうち192平方メートル、地目は登記、現況ともに畑となっております。

一般基準からみた判断を申し上げます。

申請内容は中泊の風力発電施設への資材運搬のための輸送車の転回場所としての一時転用であり、現地調査をしたところ、資料 ページの図面の区域内を盛り土し鉄板を敷く計画となっており、これは令和2年10月の総会で一時転用の許可相当とした案件と同一のものとなっております。

また、一時転用終了後には確実に農地に復旧することが申請者と地権者との間で確約されており、問題はないとみえました。

また、面積的にも適当と思われ、資金関係については残高証明書が提出されており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、本申請は許可相当と認められました。

以上、現地調査の報告を終わります。

議長

報告ありがとうございます。

それでは議案第19号について審議に入ります。

議長 議案第19号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決いたします。
議案第19号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第19号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見については、原案のとおり許可相当とし県知事に送付することに決定いたしました。

続きまして議案第20号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

なお、番号111番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件となりますので、関連する木村賢一委員の一時退席をお願いします。

議場 (木村(賢)委員が退席)

議場 それでは、番号111番について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、番号111番について説明いたします。
17頁をご覧ください。

番号111
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字早田233番地
地目 登記簿 田
現況 田
面積 4,590㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 5年
賃貸借 10a当たり10,000円で契約しております。

議長 ただいま、番号111番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。

議長 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 ないようなので、採決いたします。
番号111番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、番号111番について、原案のとおり承認することに決定いたします。
退席していた委員の着席をお願いします。

議場 (木村(賢)委員が着席)

議長 続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、13頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数		0件
地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	3件	33,873㎡
新規	9件	66,037㎡
計	12件	99,910㎡

契約内訳

3年未満の契約	1筆	6,146㎡
3年から5年契約	28筆	93,764㎡
6年から9年契約	0筆	0㎡
10年以上の契約	0筆	0㎡
計	29筆	99,910㎡

貸手・借手内訳

事務局

貸手農家 11名
借手農家 7名

地目別面積

田 77,415 m²
畑 22,495 m²
樹園地 0 m²
計 99,910 m²

3. 総地目別面積

田 77,415 m²
畑 22,495 m²
樹園地 0 m²
計 99,910 m²

4. 農地中間管理機構

出し手農家 0名
受け手農家 0名

地目別面積

田 0 m²
畑 0 m²
樹園地 0 m²
計 0 m²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号104

農地の所在 鯨ヶ沢町大字舞戸町字西禿11番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 21 m²

外田3筆 合計4筆

合計面積 5,827 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 転作大豆

期間 5年

賃借料 10a当り5,000円で法定相続人と契約しております。

番号105

農地の所在 鯨ヶ沢町大字舞戸町字西禿11番地5

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,335 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 転作大豆

事務局

期 間 5年
賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号106
農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字中清水崎2番地1
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 3,098㎡
外 田3筆 合計4筆
合計面積 10,310㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号107
農地の所在 鯉ヶ沢町大字芦菴町字下雲母坂72番地1
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 5,509㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 転作大豆
期 間 4年
賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号108
農地の所在 鯉ヶ沢町大字長平町字甲音羽山68番地
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 6,146㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 転作大豆
期 間 2年
賃借料 10a当り12,000円で契約しております。

番号109
農地の所在 鯉ヶ沢町大字長平町字甲音羽山129番地1
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 4,042㎡
外 田1筆 合計2筆
合計面積 21,943㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 転作大豆
期 間 5年
賃借料 10a当り12,000円で契約しております。

事務局

番号110

農地の所在 鱈ヶ沢町大字長平町字甲音羽山134番地2

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 4,042㎡

外畑2筆 合計3筆

合計面積 6,944㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5年

使用貸借

番号112

農地の所在 鱈ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢56番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,095㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 14,769㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 転作大豆

期間 5年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号113

農地の所在 鱈ヶ沢町大字建石町字大平199番地143

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 4,397㎡

外畑2筆 合計3筆

合計面積 10,533㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5年

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号114

農地の所在 鱈ヶ沢町大字建石町字大平199番地329

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 5,018㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5年

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

事務局	<p>番号 1 1 5 農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字大曲 9 4 番地 1 地 目 登記簿 田 現 況 田 面 積 1, 5 7 6 m² 外 田 3 筆 合計 4 筆 合計面積 4, 9 8 6 m² 再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 利用目的 田 期 間 5 年 賃借料 1 0 a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。</p>
議長	<p>以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>それでは議案第 2 0 号について審議に入ります。 議案第 2 0 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第 2 0 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第 2 0 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。</p>
7. 閉会	<p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和 4 年第 5 回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
8. その他	<p>・ 次回の総会は 6 月 1 0 日（火）午前 1 0 時に開催予定。</p>

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。(午前10時30分)

会 長 工 藤 清

会議録署名者 三 上 三 樹

” 工 藤 修 二